

— 懲戒処分 戒告 —

本会活動における、会員に対するセクシャルハラスメント及びパワーハラスメント行為について

1 処分年月日

令和元年10月2日（水）一般社団法人宮城県社会福祉士会 令和元年度臨時理事会

2 事案の概要

会員〇〇〇〇は本会活動中及び活動に関連して、複数回のセクシャルハラスメント行為及びパワーハラスメント行為をおこない、被害会員に対し精神的身体的苦痛を負わせたものである。

3 処分の種類とその理由

(種類) 戒告 (戒告に伴うペナルティ)

- ① 会務に関する役職の全てを解任する。
- ② 行政及び外部団体等への推薦の全てを取り消す。
- ③ 行政及び外部団体等への新たな推薦をしない。
- ④ ばあとなあ名簿からの削除。

(理由)

会員〇〇〇〇は、平成30年9月ごろから複数回にわたり、会活動中もしくは会活動についての話し合いと称し被害会員を複数回にわたり呼び出し、2人きりの状態で、会活動についての話し合い及び個人的な相談の際に、セクシャルハラスメントに及んだものである。

また、会活動の終了後に居残り、同被害会員に1対1で1時間以上説教及び叱責をおこなう等、パワーハラスメントを複数回おこなった。その結果被害会員は精神的な痛手を受け、顔を合わせるだけで恐怖心を感じるようになった。

このことについて、令和元年8月に被害会員より当会事務局に苦情の訴えがあったため、令和元年9月16日に本会臨時理事会において協議し、双方からの事実確認の面接をおこなった結果、会員〇〇〇〇はその事実を認めた。

以上、社会福祉士の活動を通じて行われたハラスメント行為であり、社会福祉士に対する信用を大きく失墜させるものである。しかし、会員〇〇〇〇本人が「身から出た錆」と語り、反省の色も伺えるところではあるが、会員〇〇〇〇は、当会の役職及び、行政及び外部団体等の重要な社会的職責を担う立場であることから「戒告」とし、戒告に伴うペナルティを科すこととした。

4 処分の理由に対する倫理綱領

IV-2 信用失墜行為の禁止

令和 元年10月18日

一般社団法人 宮城県社会福祉士会 会長 折腹実己子